

「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見

(2003年12月24日)

社団法人 関西経済連合会

近年の情報化、グローバル化の進展により、企業経営環境は劇的に変化した。わが国企業が自由かつ公正に市場競争に挑戦していくための制度インフラの整備が急がれる中で、この数年、商法の抜本改正が図られてきたことを、当連合会は率直に評価したい。

今般、一連の商法抜本改正の総仕上げと位置づけられる「会社法制の現代化に関する要綱試案」が法制審議会により精力的に取りまとめられたことに対し、当連合会として敬意と感謝の意を表明するものである。要綱試案は概ね企業活動の自由度を高める方向の内容となっているが、パブリックコメントに付されたこの機会に、各論について下記の通り意見を表明する。併せて、今回の意見取りまとめに当たり当連合会が実施したアンケート調査に寄せられた企業からの意見を、本意見書の最後に付記するので、今後の議論の参考とされたい。

なお、法制審議会の会社法制現代化に向けた今後の取り組みにおいては、新しい制度がわが国の企業風土に馴染むかなど、企業を取り巻く経済社会状況を幅広く視野に入れて検討を進めてもらいたい。

記

[以下、斜文字は要綱試案に記載された原文]

取締役の選解任

(2) 解任決議の決議要件

株式会社の取締役の解任決議の要件を普通決議にするものとする。

(注1) 累積投票によって選任された取締役の解任決議の要件を特別決議にするものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 有限会社の監査役も含め、監査役の解任決議の要件を特別決議にするものとするかどうかについても、なお検討する。

(意見)

現行法で特別決議とされる株式会社の取締役の解任決議要件を、普通決議にすべきではない。

(理由)

公開会社において、普通決議によりむやみに取締役の解任がなされることは経営の安定を図る上

でも好ましくない。仮に定款で解任決議要件を加重することができるとしても、経営陣自らが取締役の地位を安定強化させることを内容とする定款変更を株主総会に提案することは困難である。

取締役の責任

(前注)取締役の会社に対する各種の責任について、委員会等設置会社の場合とそれ以外の会社の場合との間における規定の調整を図るものとする。

(1) 任務懈怠責任

1) 商法 266 条 2 項・3 項に相当する規定の扱い

任務懈怠責任(商法 266 条 1 項 5 号に係る責任)について、委員会等設置会社以外の会社についても、委員会等設置会社の場合と同様、商法 266 条 2 項・3 項に相当する規定は設けないものとする。

(注) 取締役会の決議に基づいて行われた行為について、当該決議に関与した者につき特別の取扱いをすることの適否については、なお検討する。

2) 有限会社の取締役の任務懈怠責任について、一部免除制度を設けるものとする。

(注) 有限会社の取締役会が設置されない譲渡制限株式会社における業務を執行しない取締役(又は社外取締役)に関する規律の在り方については、なお検討する。

3) 株式会社の取締役の任務懈怠責任の一部免除

株式会社の取締役の任務懈怠責任の一部免除制度について、一部免除の限度額の見直し等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

(意見)

- 1) 上記 3)に記載の任務懈怠責任の一部免除制度について、免除の対象を商法 266 条 1 項 5 号だけでなく 1 ~ 4 号(*)も含めるべきである。

(*) 1号(違法配当)、2号(違法な利益供与)、3号(金銭貸付)、4号(利益相反取引)、5号(法令・定款違反)

- 2) 条文に「万が一責任が問われた場合に備えて免除できる」旨の表現を追記すべきである。

(理由)

- 1) 今回の試案で商法 266 条 1 項 1 ~ 4 号を 5 号と同様に過失責任とする以上、これらの責任を区別する必然性に乏しい。
- 2) 現行の条文では、裁判において責任なし(善意無過失)を主張し係争中(裁判確定前)の場合、一方で責任(軽過失)ありを前提に免除を求めるものと解さざるを得ず、本制度の活用を躊躇してしまう可能性が高い。

代表訴訟

株主代表訴訟制度の見直しの要否については、なお検討する。

(注) 例えば、次のような方策を講ずるべきであるとの意見・指摘がある。

イ. いわゆる「訴訟委員会制度」の導入

「訴訟委員会制度」(取締役等に対する訴えについて、会社において訴訟委員会を設置し、同委員会が取締役の責任を追求しない旨の判断をしたときには、裁判所がその判断を一定の限度で尊重する制度)を設けるなど、会社の利益をも考慮して訴えを終了させることができる方策を講ずる。

(意見)

株主代表訴訟制度の見直しを行うべきである。(注)イの「訴訟委員会制度」の導入に賛成する。また、現行一律 8,200 円とされている提訴手数料は、引き上げるべきである。

(理由)

取締役が明確な法令違反をして会社に損害を与えたことに対する提訴は当然だが、経営判断が不十分である旨の訴訟は、会社を困らせるための訴訟が殆どである。株主による提訴権の濫用に対する恐れから、取締役が思い切った経営判断がしづらくなる、実際に提訴された場合に経営に専念しづらくなるなど、企業活動が萎縮してしまう恐れがある。

総合的に考慮して会社の利益にはならない提訴は、大多数の株主の意思を反映するものとは言えず、提訴した株主は実質的に株主の「代表」として適切とは考えられない。従って、例えば「訴訟委員会制度」のような制度を導入し、提訴権濫用への合理的な対応が行えるようにするべきである。

提訴権の濫用は提訴手数料が低額すぎることも一因である。

以下、アンケート調査に基づく会員企業からの意見である。

第2部 総則関係

1 会社の商号

(2)不正競争目的の商号使用

会社に係る不正競争目的の商号使用の差止め等に関する規定(商法 20 条)の取扱いについては、次のいずれかの案で見直しを行うものとする。

a案 現行規制を維持する。

b案 商法 20 条 1 項を維持し、同条 2 項(不正競争目的に関する推定規定)を削除する。

c案 商法 20 条を削除する。

(意見)

a案に賛成。

b案に賛成。

(理由)

商法 20 条を削除した場合、悪徳商法の横行が懸念される。b案であれば、同一または類似の商号を使用された場合に周知・著名性を立証せずに商号登記の効力だけで排除できる。

第4部 株式会社・有限会社関係

第2 設立等関係

1 最低資本金制度

(1) 設立時における払込価額規制

株式会社・有限会社の設立に際して払い込むべき金銭等の価額(設立要件としての最低資本金(株式会社:1,000万円、有限会社:300万円)については、以下のいずれかの案で見直しを行うものとする。

- a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の300万円とする。
- b案 株式会社・有限会社について、300万円よりもさらに引き下げた額(例えば100万円、10万円等)とする。
- c案 設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない。

(意見)

- 1) 株式会社を300万円、有限会社を100万円程度とすることが妥当。
- 2) c案に賛成

(理由)

一般債権者のために資本充実の原則は維持する必要がある。しかし、現在の最低資本金は、基準が高いことから、現在よりもそれぞれ1/3に下げ、株式会社300万円、有限会社100万円程度が妥当である。

3 募集設立

株式会社の設立手続のうち募集設立という方法を廃止し、発起設立に一本化するものとする。

(意見)

募集設立は存置すべきである。

(理由)

選択肢は広い方が望ましく、募集設立を廃止する理由が不明。

第3 株式・持分関係

1 株式等の譲渡制限制度

(1) 株主・社員間の譲渡に係る取扱い

- 1) 有限会社における社員間の持分の譲渡については、譲渡制限株式会社(意見)会社の株式の譲渡と同様、原則として会社の承認を要するものとする。
- 2) 譲渡制限株式会社及び有限会社においては、定款をもって、株主又は社員間の譲渡につき承認を要しない旨を定めることができるものとする。

(意見)

2)につき、譲渡につき承認を要しない対象として、株主だけでなく、「取締役、監査役又は支配人その他の使用人」も加えるべきである。

(理由)

譲渡制限制度の趣旨からすれば、持分割合の変動に留まる株主間の譲渡だけでなく、会社が存在を既に知り得ている取締役等への譲渡についても、承認を不要とする扱いを認めた方が実態に合った柔軟な対応が可能となる。

(2) 譲渡制限に係る定款記載事項

株主・持分の譲渡制限制度に関して、定款をもって、次に掲げる事項を定めることができるものとする。

- 1) 特定の属性を有する者に対する譲渡については、承認権限を代表取締役等に委任し、又は承認を要しないものとする。
- 2) 相続、合併等の譲渡以外の事由による株式・持分の移転についても、承認の対象とすること。
- 3) 譲渡を承認しない場合において先買権者の指定の請求があったときの先買権者をあらかじめ指定しておくこと。
- 4) 株式会社において株主総会を承認機関とすること。

(意見)

- 1) 1) について、「特定の属性を有する者」の具体的対象を明確にしてもらいたい。
- 2) 3) については、先買権者の指定を定款に規定する場合、先買権者そのものだけでなく、「取締役会の決議」であらかじめ指定できる取扱いも加えるべきである。
- 3) 譲渡制限の定めをする株主総会の決議要件については、特殊決議ではなく一般的な特別決議で足りるとすべきである。

(理由)

- 1) 「会社にとって好ましくない(好ましい)者」の対象・基準が恣意的に画されるとすれば、そもそも定款にどのように記載すべきか不明であるだけでなく、特定の株主だけが有利(不利)な扱いを受ける惧れもある。
- 2) 定款規定上に具体的な先買権者を明定するだけでは、その変更により再度の株主総会決議を要し、柔軟な対応が困難となる。
- 3) 特別決議の定足数を緩和した法改正の趣旨にも鑑みれば、そもそも本件だけ従来どおり異なる決議要件を求める必然性に乏しい。

2 市場取引等以外の方法による自己株式等の買受手続

(1) 買受手続

市場取引・公開買付け以外の方法による自己株式の買受け制度については、次のように整理するものとする。

- 1) 株主総会の普通決議により、買い受ける株式の種類、総数及び総額並びに1年を超えない範囲内の買受け期間を決議し、取締役会(取締役会が設置されない会社にあつては、取締役)に対し授権することができる。
- 2) 1)の決議後、取締役会は、買い受ける株式の種類、一株当たりの買受価格及び買受請求期間並びに総数または価額の総額を定めるときはその内容を決定し、株主に対して通知又は公告をする。

- 3) 株主は、2)の買受請求期間内に、買受けを請求する株式の種類及び数を会社に通知して株式の買受請求をすることとし、会社は、請求した株主の株式を買い受ける。

(注1) 請求により買い受けるべき株式の数・価額の合計が1)の数又は総額、2)で定めた総数又は総額を超える場合には、按分して買い受けるものとする。

(注2) 自己株式の買受けの授権決議を定時総会においてのみとすることができるとする規制については、取得の方法のいかにかわらず、廃止するものとする。

(注3) 3)の請求ができる株主を、1)の決議を行う際に、会社が定めた者と売主に追加すべき旨を請求した者に限定する現行制度を維持するかどうかについては、なお検討する。

(意見)

株主総会の決議は不要とし、定款授権に基づく取締役会決議のみで足りるとすべきである。

(理由)

取得の方法いかにかわらず、自己株式の買受けの授権決議を定時総会のみとする規制を廃止する(注2)など、機動的な対応を可能とする法改正の趣旨に鑑みれば、定款授権に基づく自己株式取得を市場取引・公開買付けの場合だけに限定する必然性に乏しい。

(2) 特定の場合における手続の特例

- 4) 市場価格のある株式を市場価格で買い受ける場合
市場価格のある株式を市場価格で特定者から買い受ける場合には、(1)の手続きによらずに買い受けることを認めるものとする。

(注) 譲渡人を除いた株主による株主総会の特別決議によって、その買受けを承認するものとする。

(意見)

市場価格のある株式を市場価格で特定者から買い受ける場合は、株主総会の特別決議を要することなく、取締役会決議のみで足りるとすべきである。

(理由)

市場価格での買受けであれば、財源規制を設けている以上、他の株主に不公平な経済的損害を与える惧れもない。

4 子会社による親会社株式の取得

商法211条ノ2第1項各号に掲げる場合のほか、1)子会社が他の会社の組織再編行為により親会社株式の割当てを受ける場合、2)子会社が行う組織再編行為に際して親会社株式の割当てをするために取得する場合についても、子会社が親会社株式を取得することができるものとする。

(注)親会社又は子会社につき財源規制・手続規制を講じて子会社による親会社株式の取得等に係る禁止規定自体を削除するかどうかについては、なお検討する。

(意見)

禁止規定を見直し、子会社による親会社株式の取得を原則として認めるべきである。

(理由)

財源規制を設けた上で会社自身による自己株式取得を解禁した以上、子会社による取得を認めない必然性に乏しい。

5 自己株式の市場取引による売却

市場価格のある株式に係る自己株式について、新株発行類似の手続きを経ずに、自己株式を市場取引により売却することの可否については、なお検討する。

(意見)

新株発行類似の手続きを経ずに自己株式を市場取引により売却することを原則として認める。

(理由)

自己株式を随時市場で売却する方法は、平成13年商法改正前まで実務上広く採用されていたものであり、持株会による買付けのように、個別の判断に基づかない定例的・機械的な売却であれば、インサイダー取引や相場操縦等の問題も生じ得ない。

9 端株・単元株

端株制度と単元株制度とを一本化するものとする。

(注1) 端株・単元株制度のいずれの制度に一本化するかについては、両制度を次のいずれかの案のように整理したうえで、端株制度を廃止する方向で、なお検討する。

a案 端株主・単元未満株主が有する権利内容を同一にする。

(注)同一にする場合の権利の内容については、1)自益権については定款の定めによる制限を認め、共益権については与えない、2)自益権については定款の定めによる制限を認めず、共益権については定款の定めによる制限を認める、3)自益権のほか、議決権に関するもの以外の共益権を与えるものとするのが考えられる。

b案 株主総会の特別決議により両制度間の移行を認める現行制度を実質的に維持し、株主総会の特別決議により単元未満株主が有する権利内容を現行法上の端株主が有する権利内容と同内容まで変更することを認める。

(意見)

a案(の注1))に賛成。

(理由)

現行の単元未満株主の権利内容については、明文上の規定がなく、解釈に疑義を生じる内容もある(議決権に関連する権利:総会議事録や計算書類の閲覧等)。会社間で制度が不統一となることの混乱を避けるため、権利内容を同一にするのが望ましい。

10 議決権制限株主その他の株主の少数・単独株主権等

(3)特定の決議事項に関連する少数株主権等

1)取締役・監査役・清算人の解任請求

取締役・監査役・清算人の解任請求権を行使することができる株主の要件については、次のいずれかの案で見直しを行うものとする。

a案 それぞれの解任の決議につき行使することができる議決権を一定の割合以上の議決権数を有する株主に認める。

b案 a案の株主に加え、議決権の有無にかかわらず一定の割合の株式数・単元数を有する株主にも認める。

(意見)

a案に賛成。

(理由)

議決権の有無が経営への関心をはかる基準として適切である。

(5)株主名簿等の閲覧・謄写請求権

株主名簿の閲覧・謄写請求権については、次に掲げる拒絶事由を定めるものとする。

- 1) 株主の権利の確保又は行使のための請求ではないとき。
- 2) 株主の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報するために請求をしたとき。
- 3) 請求の日の前2年内においてその会社又は他の会社の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報した者が請求をしたとき。

(意見)

- 1) 拒絶事由として「会社の業務の運営を害する場合」等を含め、理由を記載した書面の提出を求めるなど、会計帳簿の閲覧・謄写に関する規制と同内容にすべきである。
- 2) 一定の範囲に限定した株主のみを閲覧等の対象とすることを会社が認め得るようにすべきである。

(理由)

- 1) 名簿の悪用を防止し、かつプライバシー保護の措置として必要である。
会計帳簿の閲覧・謄写に関する規制を定めた商法 293 条ノ7等の趣旨は株主名簿についても等しく該当する。また、実務上も理由を記載した書面の提出を求めるのが一般的である。
- 2) 現行の条文上は、全株主が対象となると解さざるを得ないが、実務上一部の株主を抽出した一覧表を提出している事例もある。また、全株主の情報を閲覧させる場合、費用・時間等の面で会社に多大な負担を強いることになる。

11 基準日

(1) 基準日後の株主の議決権

議決権を行使することができる株主を定めるために基準日を設定した場合であっても、当該基準日後に生じた株主につき、会社の判断により議決権を行使することができる株主を定めることを認めるものとする。

(意見)

会社の判断により議決権を認めてよいケースを明示してもらいたい。

(理由)

全面的に会社の裁量に委ねた場合、株主平等の原則の観点から違法とされる恐れもある。

14 株主に対する通知又は公告の在り方

譲渡制限株式会社において、株主に通知すべき事項につき当該事項を公告すれば足りるものとする制度の見直しの要否については、なお検討する。

(意見)

現行制度を維持すべきである。

(理由)

株主数の多い譲渡制限会社も存在し、公告の制度は合理的である。

第4 機関関係

1 株主総会・社員総会

(1)株主提案権の行使期限

現行の株主提案権の行使期限である「総会の会日の8週間前」について、定款をもって短縮することができるものとする。

(注)少数株主による総会召集の在り方については、なお検討する。

(意見)

- 1) 「8週間前」について、定款をもって一定限度まで短縮することを認めるとともに、「伸長」することも認めるべきである。例えば「10週間前」の行使期限とすることが望ましい。
- 2) 「総会の会日」を起点にするのではなく、定款をもって「基準日」とすることも可能にすべきである。
- 3) (注)については、少数株主に対する総会招集についても同様の制度変更を行うべきである。

(理由)

- 1) 複数の提案が出された場合には、実務的に社内対応に時間がかかる。株主総会の招集通知を2週間前よりかなり以前に発送する会社が増加していることに鑑みれば、8週間前でも会社の事務負担が大きい場合がある。招集通知2週間前+招集通知作成事務4週間+提案権及び取締役会決議提案2週間とならざるを得ない。現実的には2週間プラスして10週間前程度を望む。
- 2) 株主が通常知り得ない(会社としても正式決定していない)総会日を起点とすることは、現行上も疑義が多く、株主との無用な紛争を強いられる恐れがある。
- 3) 会社の事務負担を考慮して一定の期限を設定している本制度の趣旨に鑑みれば、株主提案権と異なる取扱いをする必然性に乏しい。

(4)書面投票・電子投票

1) 書面投票制度と電子投票制度

書面投票制度が義務付けられる会社が電子投票制度を採用した場合においては、招集通知を電磁的方法により受領することを承諾した株主に対しては、議決権行使書面の交付を要しないものとする。

(注)株主から請求があるときは議決権行使書面の交付を要するものとするかどうか等、両制度間の調整については、なお検討する。

2) 書面投票制度の義務付けの範囲

大会社以外の株式会社であっても、議決権を有する株主数が1,000人以上のものについては、書面投票制度を義務付けるものとする。

(意見)

- 1) 電磁的方法による招集通知の受領を承諾した株主は、原則として議決権行使書面の交付を要求することは出来ないものとするべきである。
- 2) 電子投票による議決権行使の受付の期限を、総会前日の17:00までとするなどの制限を設けることを可能とする。

(理由)

- 1) 電子投票を選択した株主が安易に後から書面の請求をした場合、会社としての事務負担が過大になる。
- 2) 現行法では電子投票の場合、総会当日の午前0時までとなり、期限間際の駆け込み投票が増えれば、事務作業が過大となり対応が困難になる恐れがある。

(6)書面決議

有限会社法42条の類型の書面決議は、廃止するものとする。

(意見)

商法253条、報告事項も含め、書面決議は存続させる。

(理由)

書面決議は実際に行われることは稀であるといわれているが、決議を機動的に行うために必要なこともある。

(7)特別決議の決議要件

^a案 有限会社の特別決議の決議要件についても、原則として、現行の株式会社の特別決議の決議要件と同様とし、定款の定めによって、その決議要件を引き上げることを認めるものとする。

(注) 人数要件、総数要件等について、定款で定めることも妨げないものとする。

b案 株式会社の特別決議の決議要件について、原則として、「総株主の半数以上、かつ、総株主の議決権の4分の3以上」とし、取締役会が設置される株式会社においては、定款の定めによって、その決議要件を現行の株式会社の特別決議の決議要件の下限にまで引き下げることができるものとする。

(意見)

a案が妥当。

(理由)

最近の金融不安を背景として、銀行等の安定株主が減少傾向にある現状では、多くの会社は特別決議の要件である出席株主の2/3以上の議決権さえ確保するのに苦労している状況である。それにもかかわらず、有限会社の議決権との整合性だけを考慮して特別決議要件を原則として3/4以上にするという案は会社の実状を考えないものである。

また、定款で現在の決議要件の下限まで引き下げることができるとしても、株主の権利である議決権を経営側から見て緩い要件に変更することは、株主に対する説明がつかないことになり、実務上困難と考えられる。

2 取締役の資格

(2)欠格事由

1) 「破産の宣告を受け復権していない者」を欠格事由から外すものとする。

(意見)

「破産の宣告を受け復権していない者」は欠格事由に残す。

(理由)

欠格事由から外すと、経営責任を追及できなくなる恐れがある。外す根拠が不明である。

5 取締役会の書面決議

定款をもって、取締役会の決議の目的である事項につき、各取締役が同意し、かつ、各監査役が特に意見を述べることがないときは、書面による決議をすることができるものとする。

(注) 代表取締役(代表執行役)等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会(商法260条4項、商法特例法21条の14第1項は現に開催することを要するものとする等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

(意見)

- 1) (注)については、定期的な業務執行状況の報告に関するものを含め、すべての取締役会について書面での開催を認めるべきである。
- 2) 株主総会の書面決議を定時総会(報告事項)についても認める明文上の規定を設けるべきである。

(理由)

- 1) 決議を書面で行い得るのであれば、報告も書面で済ませることは当然可能と理解するのが合理的である。
- 2) 現行の商法 253 条は「決議」としか規定されていないので、「報告」には適用できない(定時総会では使えない)という疑義・解釈が生じている。

6 取締役に係る登記

(3)代表取締役等の住所

会社の登記に係る代表取締役等の住所の取扱いについては、なお検討する。

(意見)

代表取締役の住所は、登記簿の記載事項から外すべきである。

(理由)

一般に、裁判実務上必要なのは会社の住所と代表者名だけであり、これについては会社に確認すれば足りる。

現実問題として、会社にトラブルが発生すれば、紛争の相手方(右翼、暴力団、クレイマー等)が直接代表取締役の自宅に押しかけたり嫌がらせの書面が届くことがある。代表取締役のプライバシー保護の観点及び家族を含めた安全保護のためにも住所は記載しない方がよい。

7 取締役の責任

(4)利益相反取引に係る責任

1) 過失責任化

利益相反取引に係る社会的責任について、委員会等設置会社以外の会社についても過失責任化を図るものとする。

(注1) 委員会等設置会社であるかそれ以外の会社であるかにかかわらず、会社と直接又は間接に利益相反取引をした取締役等のうち当該行為による利益が帰属することとなるものに限り無過失責任を負うものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 取締役に対する金銭の貸付に係る弁済責任(商法 266 条 1 項 3 号)については、委員会等設置会社の場合と同様、他の利益相反取引と区別することなく取り扱うものとする。

2) 一般の任務懈怠責任との関係

利益相反取引による損害に係る取締役の賠償責任を過失責任化した場合における一般の任務懈怠責任((1)参照)との関係の整理については、次のいずれかの案によるものとする。

a案 一般の任務懈怠責任と区別しない。

b案 一般の任務懈怠責任に関する規定に加え、取締役会の承認を得た場合について、商法特例法 21 条の 21 と同様の立証責任を転換した特別の規定を設けるものとし、そのような特別の規定の対象となるべき者の範囲については、次のいずれかの取扱いとする。

1案 会社と直接又は間接に利益相反取引をした取締役及び会社を代表した取締役に

限る。

2案 会社と直接又は間接に利益相反取引をした取締役及び会社を代表した取締役に
加え、取締役会の決議に賛成した取締役も含める。

(意見)

a案に賛成。

(理由)

一般の任務懈怠責任のみが適用される商法 264 条の競業取引と区別する必然性に乏しい。

(5)株主の権利行使に関する利益供与に係る責任

(前注) 任務懈怠責任((1)参照)とは性質が異なる特別の責任として位置付けるものとする。

1) 過失責任化

会社が株主の権利行使に関する利益供与をした場合における取締役の供与額の弁済責任について、現行の無過失責任規定を見直し、過失責任化を図るものとするかどうかについては、なお検討する。

(意見)

無過失責任規定を見直し、過失責任化を図るべきである。

(理由)

全体として対会社責任規定について過失責任化する以上、利益供与の無過失責任規定を維持する必然性に乏しい。

9 監査役

(1)監査役の権限

監査役については、一律に業務監査権限を付与する方向で検討する。

(注)現行の会計監査権限のみを有する監査役の要否についても、なお検討する。

(意見)

監査役の監査が適法性だけでなく妥当性にも及ぶ旨を明文化すべきである。

(理由)

条文上に明示的規定がない中で、監査役の監査は適法性に限られるとの一般的解釈が、却って監査役の行動を規制している面もあると思われる。反面、実務上の監査活動において適法性と妥当性の区分は極めて困難である。

(2)補欠監査役

補欠監査役を予選することができることを明確化するものとする。

(注1) 定款の定めのある要否及び予選の効力を被補欠監査役の任期の満了の時までとするものの当否については、なお検討する。

(注2) 予選された補欠監査役の開示の在り方については、なお検討する。

(注3) 取締役についても、同様の取扱いをするものとする。

(意見)

定款の定めを不要にするとともに、予選の効力を次期定時総会までではなく現任監査役の任期と合わせるべきである。

(理由)

制度の柔軟性を高めることで、会社側の利用促進にもつながるものと思われる。

10 使用人兼務取締役等

(1)委員会等設置会社における取締役の使用人兼務

委員会等設置会社においては、取締役が使用人を兼務することはできないものとする。

(意見)

取締役の使用人兼務は認めるべきである。

(理由)

現行の実務上広く採用されている執行役員制度においても、執行役員には使用人職務が委嘱されているのが一般的であり、取締役の執行役兼務と使用人兼務を区別するのは現実的ではない。

11 会計監査人

(1)会計監査人の設置強制の範囲

(3) 完全子会社の特例

連結計算書類作成会社の完全子会社については、大規模な会社であっても会計監査人の設置を強制しないものとする方向で検討する。

(注) この場合における完全子会社の計算書類の適正性の確保については、現行法上の措置に加え、例えば、次のような措置を講ずることが考えられる。

イ 完全子会社の貸借対照表・損益計算書が、法令又は定款に違反し完全子会社の財産及び損益の状況を正しく示しておらず、これを修正して連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書)を作成した場合には、その旨、内容及び理由の連結計算書類への記載。

ロ 連結計算書類並びにこれについての親会社の会計監査人及び監査役会(監査委員会)の監査報告書の完全子会社における備置き、債権者による閲覧等及び公告。

(意見)

- 1) 会計監査人設置を任意とする。
- 2) 設置を強制しない完全子会社として、直接出資(1人株主)だけでなく、間接出資も含める旨を規定すべきである。

(理由)

- 1) 連結親会社の監査役、会計監査人の監査で適正確保が可能である。
- 2) 試案の表現だけでは、直接出資に限定されるようにも解されるが、実務上のグループ経営では、間接出資も含めて 100%子会社とされる事例が多い。

(3)会計監査人が設置される場合の機関設計等

会計監査人が設置される場合の機関設計に関し、1)会計監査人の設置が強制される範囲の会社のうち譲渡制限株式会社、2)会計監査人を任意で設置することができる範囲の会社について、現行の委員会等設置会社又は監査役会設置会社以外の機関設計の在り方を認めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注) 機関設計の在り方として、次のような取扱いが考えられる。

a案 「取締役会 + 監査役 + 会計監査人」という機関設計を認める。

b案 a案の機関設計に加え、譲渡制限株式会社については、「取締役 + 監査役 + 会計監査人」という機関設計を認める。

c案 b案の機関設計に加え、譲渡制限株式会社については、「取締役 + 会計監査人」という機関設計を認める。

(意見)

c案に賛成。

(理由)

有限会社の現状にも配慮し、会社の裁量の幅を持たせるべきである。

(8)会計監査人の登記

会計監査人を設置した場合にはその旨及び当該会計監査人の氏名又は名称を登記事項とする方向で検討する。

(意見)

監査法人については代表者個人を登記事項とすべきではない。

(理由)

代表者変更時の登記申請が煩雑。

(1) 重要財産委員会制度

監査役全員の出席義務その他の重要財産委員会制度に係る規律の見直しの要否については、なお検討する。

(意見)

監査役全員の出席義務を不要とする。委任できる事項に例えば「社債の発行」も含めるべきである。

(理由)

上記の事項が各社が本制度採用に積極的でない最大の理由と考えられることから、制度利用促進のためにも見直しが必要である。

第5 計算関係

2 資本・準備金

(3)利益準備金

会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする。

(意見)

科目の区別は、企業会計との整合性がとれているかどうか疑問である。会計上は区別があるため、廃止するかどうかは慎重に検討するべきである。

4 分配機会及び決定期間の特例並びに役員賞与等

(3)株主からの配当議題提案権

(前注) (1)(会計監査人を設置している株式会社は、定款をもって、前期の計算書類に会計監査人の適法意見が付されている場合には、当該計算書類の確定後、当期の計算書類が確定するまでの間、取締役会の決議をもって、いつでも、次に掲げる事項の決定をすることができる旨を定めることができる。以下略)の定款の定めがある会社は、利益処分案・損失処理案に記載すべき事項がない場合に限り、その作成を省略し、株主総会の決議による承認を受けなくてもよいことになる。本項目は、その場合における各株主の利益処分案等に関する株主提案権の行使の取扱いに関するものである。

(1)の定款の定めがある会社の株主からの利益処分案等に関する株主提案権(以下「配当議題提案権」という。)については、次のいずれかの取扱いとするものとする。

a案 株主は配当議題提案権を有しない。

b案 定款で株主は配当議題提案権を有しない旨を定めることができる。

c案 定款で株主の配当議題提案権の行使要件を一定の割合まで引き上げる旨を定めることができる。

d案 a案からc案までのいずれの取扱いも認めない。(各株主は、配当議題提案権を行使することを妨げられない。)

(意見)

c案に賛成。

(理由)

株主提案権が認められる以上、株主の権利を全く奪うことはできないが、利益処分の決定権限を取締役に委譲するのであれば、一定の加重要件を課するのが最も合理的である。

5 開示・監査関係

(3)決算公告

a案 株式会社・有限会社のすべてについて、決算公告を義務付けるものとする。

b案 現行制度に順じ、一定の範囲の会社について、義務付けるものとする。

c案 会計監査人による会計監査を受ける会社について、義務付けるものとする。

d案 会計監査人の設置が義務付けられる大会社について、義務付けるものとする。

e案 義務付けを廃止する。

(注4)有価証券報告書提出会社であって、EDINET等において当該報告書が公開されている会社について、商法上の決算公告義務を課すかどうかについては、なお検討する。

(意見)

- 1) b案に賛成。
- 2) EDINET等では有価証券報告書を開示している会社について、商法上の決算、公告義務を課さないようにすべきである。

(理由)

- 1) 決算公告の実用性に鑑みれば、今後もすべての株式会社に義務付けるのは現実的ではない。商法上の基本的な区分である譲渡制限の有無で範囲付けるのが最も合理的である。
- 2) 決算情報の入手については、各社のホームページで決算公告を閲覧するより、EDINET等により詳細な情報を入手する方が、利便性が高いだけでなく情報の精度も高い。

第7 組織再編関係

2 簡易組織再編行為

(1) 簡易組織再編行為の要件

簡易組織再編行為の要件の基準を、存続会社等の譲受け側については発行済株式総数の[20]パーセントに、分割会社については、総資産の[20]パーセントに、緩和するものとする。

(注1) 緩和の要件の程度については、なお検討する。

(注2) 略、(注3)略

(注4) 反対株主による異議の要件(現行法は、総株主の議決権の6分の1)の見直しの要否については、なお検討する。

(意見)

反対株主による異議の要件を引き下げる方向で見直す。

(理由)

商法改正による特別決議の定足数緩和(過半数 3分の1)と平仄を合わせるべきである。

第9 その他

1 子会社に関する規定

会社法(仮称)の中の「子会社」には、株式会社・有限会社のみならず、親会社からの一定の支配権が及び得るとみられる外国会社を含む法人等を含めるものとする。

(注2) 子会社による親会社株式の取得の禁止の範囲、相互保有の場合の議決権の制限等については、なお検討する。

(意見)

(注2)については子会社による親会社株式の取得を解禁し、相互保有の議決権制限を廃止すべきである。

(理由)

財源規制を設けた上で会社自身による自己株式取得を解禁した以上、子会社による取得を認めない必然性に乏しい。とりわけ非公開会社について、相互保有の算定における実務負担が大きすぎる面もある。